

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 18 日現在

機関番号：23903

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03280

研究課題名(和文) 課税の公正と財政支出の公正を統合する政策規範形成のための理論的研究

研究課題名(英文) Normative Research on Fairness of Taxation and Fiscal Justice

研究代表者

伊藤 恭彦 (Itoh, Yasuhiko)

名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・教授

研究者番号：30223192

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では課税と財政支出を一体的に把握し、その公正さを評価する基準としてタックス・ジャスティスの定式化を試みた。市場社会は公益を実現すると同時に人間の尊厳を傷つける公共悪も発生させる。税は課税と財政支出を通して市場の結果に変化を与えることができるが、その変化は人間の尊厳を守る方向での変化でなければならず、そのような変化を実現する税が公正で正義にかなう税なのである。従来は課税局面での公正のみで税を評価してきたが、本研究は税は課税局面だけでなく、その支出と合わせて評価しなくては実質的な規範的判断ができないことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In this study, we have comprehensively assessed taxation and fiscal expenditure and tried to formulate Tax Justice as a criterion for evaluating its fairness. The market society generates public woes which realize the public interest while hurting human dignity. Tax can change the results of the market through taxation and fiscal expenditure, but the change must be change in the direction to protect human dignity, the tax realizing such change is fair and justice. It is good tax. Traditionally, taxes have been evaluated only with fairness in the taxing phase, but this study revealed that taxes can not be practically normative based on not only taxation but also their expenditure.

研究分野：政治学

キーワード：租税 正義 財政支出 課税の公正 租税の正義 市場社会 人間の尊厳 タックス・ジャスティス

1. 研究開始当初の背景

課税の公正については、垂直的公平と水平的公平という規範が確立している。しかし、この基準は形成期的な基準にすぎず、租税体系全体の評価や税制改革を導く政策規範となり得ない。租税体系全体の公正さや税制改革を導く政策規範について、国内外でもほとんど着手されていないことが、本研究の背景である。

2. 研究の目的

本研究では公正な課税についての伝統的基準を再検討し、課税の公正さが財政支出の在り方(公正さ)と切り離すことができないことを踏まえ、両者を統合する「財政的正義」概念が必要であることを明らかにし、さらに「財政的正義」概念を理論的に解明する。さらに財政的正義の規範内容はより高次の分配的正義(社会正義)の規範内容に依存していると考えられるが、分配的正義に関する規範的研究の知見を「財政的正義」に応用し、課税の正義と「財政的正義」の理論的關係を解明する。

3. 研究の方法

・公正な課税論に関する伝統的な議論の整理、財政学と経済学における「公正」概念の理論的検討、「財政的正義」に関する海外の文献研究を中心に進める。その前提として政治哲学を含む規範理論における分配的正義論に関する研究のフォローアップと最新の知見の摂取を行い、各分配的正義の構想と公正な課税との結合の理論的解明を進める。以上を踏まえ、現代社会(市場社会)の諸問題を視野に入れた課税の公正さに関する政策基準の理論的解明する。

4. 研究成果

本研究の課題は租税・租税体系の公平性をはかる規範的な基準を政治哲学の観点から定式化することを試みる点にある。税の公平さについては、租税論の分野で長く「水平的公平」と「垂直的公平」という規範が用いられてきた。これらの規範の重要性を否定することはできないが、本研究は、こ

れらの規範を実質的な規範とする上では、さらに踏み込んだ規範が必要だとの認識から出発している。

第一の踏み込んだ規範は、納税者どうしを比較する基準である。ある人と別の人が同じである、あるいは違うと判断するためには、実質的な規範がいる。つまり差異に満ちた世界で、ある人と別の人が経済的に「同じ」であると判断するためには、実質的な基準が必要なのである。

第二の踏み込んだ規範は、税は課税と財政支出によって市場の結果や社会状態を変化させるが、税と財政支出によって生じた(あるいは生じうる)変化が正しい(あるいは正しくない)と判断するためのものである。「水平的公平」と「垂直的公平」は、形式的な規範であり、しかも課税局面だけを評価する規範にとどまる。ある税が公正であるかどうか、ある租税体系が正義にかなうかどうかを判断するためには、課税局面での公正さだけでは判断できないのであって、徴収した税の用途も含めて検討しなくてはならない。以上の2点を理論的な前提として、租税の公正を判断するための規範として「タックス・ジャスティス」を哲学的に探求した。

このように本研究は課税の公平性を全体的評価するための基準として「タックス・ジャスティス(租税の正義)」を提示することを目的としている。「タックス・ジャスティス」を提示するにあたり、研究で対象とする税を市場社会(資本主義社会)の税とした。本研究全体を通して以下の4点を明らかにした。

第一に税のあり方を考える上で、市場社会を理論的に検討した。本研究では、市場社会を個別的生産と交換から成り立つ社会ではなく、アダム・スミスに従い市場社会は個人、企業、政府が複雑なネットワークをつくり財やサービスを産出する事実上の協

同社会であると捉えている。スミスはこのネットワークによって「共同の資材」が産出されるとしている。この観点は、本研究が理論的に依拠したジョン・ロールズの社会論（協同社会論）にも継承されている。税はこのような「共同の資材」産出活動の中で政府が行った活動の費用である。したがって市場社会で政府にどのような活動をさせるかによって税額は変化し、課税の方法も変わってくる。税を考えることは政府に何をさせるかを考えることなのである。そして政府に何をさせるのかを考えるためには、政府活動を通してどのような社会を実現するかという規範的な社会構想が必要になる。

第二に市場社会の現実、すなわち、利己的な経済活動が、経済成長や繁栄といった公益を生み出す側面と利己的な経済活動が公共悪を生み出す現実を捉え、政府の行うべき活動、すなわち税によってまかなわれべき活動を検討した。政府が行うべき活動は多岐にわたるが、その根本には市場で損傷されやすい各個人の尊厳を守ることにあるということ、本研究は政治哲学上の社会契約論とカント哲学に依拠して明らかにした。市場社会では全員が公正に経済活動に従事していたとしても、必然的に格差が発生し、この格差を背景にさまざまな公共悪が発生する。カントは公共悪の典型として、人間の尊厳の損傷、すなわち人間の「物件化」を主張したことはよく知られている。市場社会における不可避の公共悪が人間の物件化であるならば、税は市場における人間の尊厳の損傷を回避するためにまず使われなくてはならない。市場社会における公共悪をこのように捉えると、税の正当化もある種の社会契約論的な発想になることが明らかになる。すなわち、市場社会では誰もが、その尊厳を損傷される危険性に直面するがゆえに、それを回避するため

の仕組みを共同で作り、その仕組みを維持するための経済的な対価として税を支払うというように税を理解することだ。

租税の根拠は尊厳ある生活を送る権利を相互に保障し合う仕組みに参加するゆえに発生する義務にある。市場社会の構成員は政府に対して何らかの一般的な義務を負っているのではない。他者の尊厳を守るという義務を政府を媒介にした義務に転換するから、政府への一定の義務 お互いの尊厳を守り合うという範囲内の義務 をもつのである。このように税を支払う根拠は個人に課せられるある種の義務であるが、これを伝統的な租税根拠論の一つである「義務説」とは異なる。「義務説」では国民は徴税権をもった政府に対して納税の義務を負うとだけ述べ、そもそも義務がなぜ成立するのかは問わない。これに対して本研究は、まず個々人には尊厳のある生活をおくる権利があることを出発点にする。そして人間の尊厳を損傷する傾向の強い市場社会で、各人の尊厳を相互に守るシステムを構築する。これを通して尊厳ある生が破壊されることを回避しようとする。このシステムが政府である。政府は人間の尊厳を守る多くの仕事を担うが、この仕事を遂行するためには費用が発生する。費用は租税という形で賄われるのである。お互いの尊厳を守るとい、私たちが相互に負っている義務を、政府を介した活動に転換したために発生した費用が租税という形で徴収される。

人間の尊厳を守るための租税を導くタックス・ジャスティスの実質的規範として、本研究では以下の内容を提示した。経済的弱者を追い込む極端な経済的格差構造の是正、窮地に陥った人の救済、よき経済行為の促進と悪しき経済行為の抑制、そして社会的共同の促進という規範である。これが本研究を通して明らかにしたタックス・ジ

ヤスティスの実質的規範である。

第三に税を規範的に考える時について回る「租税回避」と政府不信について政治哲学の観点から検討した。先に述べたように税は市場社会で損傷されやすい人間の尊厳を守るための共同行為（社会契約）に根拠をもつ。この共同行為に全員が参加することで、各人の尊厳が維持される。したがって、共同行為への負担をせず、尊厳を守る仕組みの恩恵だけを得るフリーライダー的な行為は、フェアプレー義務に反する。「租税回避」というグレーな行為の倫理的問題点はここにある。

さらに「租税回避」を誘発する一つの土壌が政府不信にあることも明らかにした。政府不信が租税嫌悪を引き起こしているが、これを克服するためには、税を通した再分配の強化が逆に必要なこと、すなわち税を通した相互救済のメカニズムに可能な限り多くの人を参画させることが必要なことも明らかにした。また寄附金控除を通して、税の用途の判断を実質的に納税者に与えることも政府不信を克服する途であること、さらには寄附金控除が新しい公共やローカル・ガバナンスにもつながりうることも理論的に明らかにした。

第四に近年、導入が検討されているグローバル・タックスについて、その規範的正当性を検討した。グローバル・タックスは貧困や環境破壊など人間の尊厳に関わる深刻な問題を目的税の手法を使って解決しようとする税であり、人間の尊厳を守る形で機能しているならば正当であることを明らかにした。さらにグローバル・タックスが世界政府がない状態でも既存の国家、国際機関、NGO、企業の連携による新たな問題解決の枠組、すなわちグローバル・ガバナンスの構築につながりうることを、航空券税、グローバル・ファンド、「健康影響基金」構想を題材に明らかにした。

本研究全体を通して、税と正義の関係を哲学的に解明した。ある税が正しいかどうかは、その背後にある社会正義という規範、さらには社会正義を裏づけている社会構想に依存しているのである。かなり形式的な公平さを除けば、社会正義に遡ることなく税の正しさを論じることは不可能であろう。リーアム・マーフィーとトマス・ネーゲルが言うように「租税の公正ではなく、社会的な公正が租税政策を導く価値」なのである。どのような社会で暮らしたいのかという社会構想レベルで一致点がないまま、税の公正さを論じても議論は終息しない。もちろん、本研究は社会構想レベルで皆が一致することが極めて難しいことも十分にわかまえている。社会構想について人びとが同意するよりも、課税において全員が少しずつ妥協し歩み寄った方がうまくいくことも理解している。しかし、現実はそのような方向にさえ向かっていない。税をめぐる規範的な議論が深まらない中で市場社会の猛威は広がる一方で、場当たりの税制改革が続けられている。こうした状況に対して、税を公的に論議するための指針としても本研究は一定の役割をもつと考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計3件)

(1) 伊藤恭彦「政策過程における規範的思考」日本公共政策学会(京都府立大学、2015年6月7日)。

(2) 伊藤恭彦「政策デザインと政策規範論」日本政治学会(千葉大学、2015年10月10日)。

(3) 伊藤恭彦「税と正義」中部政治学会(名古屋大学、2017年7月28日)。

〔図書〕(計3件)

(1) 石田徹・伊藤恭彦・上田道明、法律文化社、『ローカル・ガバナンスとデモクラシー』2016年、214頁。

(2) 有賀誠・菊池理夫・田上孝一・伊藤恭彦、晃洋書房『政府の政治理論』、2017年、

240 頁。

(3) 伊藤恭彦、風行社『タックス・ジャスティス』2017 年、217 頁。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

伊藤 恭彦(ITOH Yasuhiko)
名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・
教授
研究者番号：30223192

(2) 研究分担者

なし。()

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし。()

研究者番号：

(4) 研究協力者

なし。()